

広島県水道広域連合企業団管理規程第55号

広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条・第4条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第5条—第8条）
- 第4章 給水（第9条—第17条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第18条—第24条）
- 第6章 管理（第25条）
- 第7章 貯水槽水道（第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、大崎上島町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める大崎上島町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められ

る場合は、この限りでない。

- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。
- (6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(給水管及び給水用具の指定)

第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第6条 条例第5条の規定により承認した工事で、その承認を受けた日から6か月を経過してもなお正当な理由がなく給水工事に着手できないときは、申し込みを取り消したものとみなすことができる。

(給水装置使用材料の証明)

第7条 企業長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事業業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

- 2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第8条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。
- (3) その他企業長が必要と認めたとき。

第4章 給水

(メーターの設置)

第9条 条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

4 条例第20条第3項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 貯水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

5 貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

6 前項各号の共用部分について企業長が必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

7 メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

8 貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

9 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

(メーターの管理)

第10条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(保管責任)

第11条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、条例第21条第4項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

(給水の申込み)

第12条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 公衆浴場営業に水道を使用するとき又はその使用をやめるときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(代理人及び管理人の届出)

第13条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第14条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第15条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(危険防止の措置)

第16条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

6 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第17条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第18条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金の算定)

第19条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額とメーター使用料
- (2) 使用日数が15日を超えたときは、1か月として算定した金額
- (3) 使用水量及び用途を認定した場合は、前2号に準じて算定した金額

2 月の中途において、口径又はその用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途をその月の用途として料金表を適用して得た額とする。

3 使用日数が15日を超えない場合の料金算定は開始日及び中止日を定例日とみなして料金を算定する。

(料金の算定及び徴収方法)

第20条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

(料金等の納期限)

第21条 料金及の納期限は、納入通知書を発したその月の25日、その他の納入金にあつては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

2 口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

(使用水量の認定基準)

第22条 条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) メーターが設置されていないときは、1世帯1か月につき4人まで20立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき又は用途区分の判断が難しいときは、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。
- (4) 不可抗力による漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

(料金等の減免)

第23条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたものの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、企業長が別に定める申請書を提出しなければならない。

3 企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(過誤納等による料金の精算)

第24条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第25条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第 8 章 雑則

(申込書等の様式)

第27条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。